

# 外国出願支援事業

## 概要

県内中小企業の知的財産の海外出願費用を助成します！  
商標の**マドプロ出願**、意匠の**ハーグ出願**も対象となります!!

## 対象出願及び助成限度額

※交付決定から令和2年12月31日までに申請が完了するものが対象となります。

1 企業当たりの年度内助成額 **上限 300万円**

外国商標出願の最大1/2  
(出願手数料、弁理士費用等)

上限 **60万円**

外国意匠登録出願の最大1/2  
(出願手数料、弁理士費用等)

上限 **60万円**

外国特許出願の最大1/2  
(出願手数料、弁理士費用等)

上限 **150万円**

外国実用新案出願の最大1/2  
(出願手数料、弁理士費用等)

上限 **60万円**

(注) 審査請求に係る費用は原則対象外となります。

### 対象者

県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者で、外国へ出願予定の知的財産権について、国内出願を完了しているもの

### 審査項目

新規性、進歩性、事業性などを審査会で審査させていただき、後日決定通知します。

### 支払い方法

精算払い(口座振込)

### 募集期間

令和2年 5月14日(木) ~ 令和2年 6月22日(月)

※審査委員会は7月の予定です

### お問い合わせ

公益財団法人  
宮崎県産業振興機構

新事業支援課  
担当：中村・市来  
URL: <http://www.i-port.or.jp/> TEL: 0985-74-3850

## 令和2年度 宮崎県中小企業等外国出願支援事業公募要領

公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下「機構」という。）では、県内中小企業者等が外国での事業展開等で活用する産業財産権の取得に要する経費を助成します。

### 1 助成対象企業

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者。）並びに商標法（昭和34年4月13日法律第127号）第7条の2に規定する「地域団体商標」に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であり、いずれも以下の要件を満たすものとします。

- (1) 宮崎県内に事業所を有するもの。
- (2) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があるもの。
- (3) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画しているもの。
- (4) 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有しているもの。
- (5) 実施要領及び本要領に定める必要な事項に基づく機構への提出書類について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選定代理人）の協力が得られるもの又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できるもの。
- (6) 本助成事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力するもの。

### 2 助成対象出願

外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標出願で、下記のいずれかに該当する出願とします。

- (1) 特許
  - ①申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、令和2年12月31日までに優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
  - ②申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、採択後、令和2年12月31日までに外国特許庁に対して国内移行を行う案件
  - ③申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和2年12月31日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- (2) 実用新案
  - ①申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案出願を完了している案件で、採択後、令和2年12月31日までに優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件

※実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権を主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許又は実用新案いずれの出願でも構いません。

- ②申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、採択後、令和2年12月31日までに外国特許庁に対して国内移行を行う案件
- ③申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和2年12月31日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

### (3) 意匠

- ①申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和2年12月31日までに優先権を主張して外国特許庁に直接意匠出願を行う案件
- ②申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和2年12月31日までに優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- ③申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の案件で、採択後、令和2年12月31日までにハーグ出願を行う案件(この場合、申請時には日本に基礎となる意匠出願がないので、日本を指定締約国に含んでいることが必要です)
- ④申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している案件で、採択後、令和2年12月31日までに優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とし、外国出願する案件

### (4) 商標 (冒認対策商標を含む)

- ①申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、令和2年12月31日までに外国特許庁に直接商標出願を行う案件
- ②申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、令和2年12月31日までにマドプロ出願を行う案件
- ③マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する案件

※商標の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件も対象となります。

#### ○冒認対策商標について

昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランド等が、海外で第三者によって抜け駆け出願されるといった冒認出願問題が深刻化しています。本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願」を冒認出願、その対策を目的とした外国への商標出願を「冒認対策商標」と定義付けしています。本事業では、通常の出願では外国での事業展開計画を求めますが、冒認対策商標では事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、冒認出願対策の意志の確認のみで可とします。

(注) 外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業等の名義である必要があります。

### 3 助成内容

#### 【助成対象経費】

- (1) 外国特許庁への出願手数料
- (2) 現地代理人に係る費用
- (3) 国内代理人に係る費用
- (4) 翻訳に係る費用

(注1) 複数国への外国出願に要する経費も助成対象となり、出願の時期は、交付決定日から令和2年12月31日の範囲内であれば、時期が異なっても構いません。

(注2) 共同出願の場合は、出願に関する中小企業の持ち分比率に応じた経費のみが助成対象となります。ただし、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた経費のみが助成対象となります。

(注3) 日本国内における消費税及び地方消費税は助成対象外となります。

(注4) 日本国特許庁への出願に関する経費、PCT出願に要する経費等は助成対象外となります。

#### 【助成率及び助成限度額】

助成率：助成対象経費の1/2以内

1 企業に対する助成金の上限額：300万円

1 出願当たりの助成上限額：特許150万円

    実用新案、意匠、商標60万円

    冒認対策商標30万円

(注) 助成金の額は千円未満は切り捨てとなります。

### 4 公募期間

令和2年5月14日（木）から令和2年6月22日（月）

### 5 応募方法

申請に際しては、申請書（特許、実用新案、意匠及び商標の場合は様式1-1、冒認対策商標の場合は様式1-2）を記入の上、添付書類（別表）と合わせて機構へ持参または郵送してください。

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分までとします。（土・日・祝日を除く）。

郵送の場合は、公募期間末日必着とします。

提出書類は、審査の結果を問わず返却致しません。

#### 【書類必要部数】

- ・申請書：1部
- ・添付書類：各1部

## 6 審査方法

機構が設置する審査委員会において事業計画等について説明していただきます（プレゼンテーション審査）。その審査委員会の結果により採択を決定します。

なお、審査の経過や内容については一切お答え出来ませんのでご了承ください。

## 7 事業実施期間

### (1) 実施期間

交付決定日から令和2年12月31日まで

※原則として、令和2年12月31日までに外国特許庁への出願が完了していることが条件となります。

### (2) 実績報告書の提出期限

外国特許庁に出願し、当該出願に係る費用の支払い完了後、原則として、その日から起算して30日を経過しない日又は令和3年1月31日のいずれか早い日までに実績報告書に証拠書類を添えて提出してください。

## 8 助成金の支払い

助成金の支払いは、精算払いとなります。提出いただいた実績報告書及び証拠書類の内容により事業の実績を確認した上でお支払いします。

## 9 その他の留意事項

- (1) 申請者は実施要領（経済産業省）別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 交付決定後、助成事業者について、機構のホームページで公開します（機密情報に関する部分等、支障のある内容は公開しません）。
- (3) 本事業により行った外国特許庁への出願については、機構の承認を受けないで自ら放棄又は取下げ等を行ってはいけません。
- (4) 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

### 【お問い合わせ先】

〒880-0303

宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2

公益財団法人宮崎県産業振興機構 新事業支援課（担当：中村・市来）

TEL：0985-74-3850 FAX：0985-74-3950

E-mail：[m-nakamura@i-port.or.jp](mailto:m-nakamura@i-port.or.jp)

## 別表

	添付書類
法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記簿謄本の写し</li> <li>2. 会社の事業概要（注1）</li> <li>3. 役員等名簿（注2）</li> <li>4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等</li> <li>5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>8. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>10. その他補助事業者（機構）が定める事項（注5） ① 県税（全税目）の滞納がないことの証明 ② 特別徴収実施確認・開始誓約書</li> </ol>
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民票の写し</li> <li>2. 事業者の概要（注1）</li> <li>3. 役員等名簿（注2）</li> <li>4. 直近2年分の確定申告書の控え等</li> <li>5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>8. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>10. その他補助事業者（機構）が定める事項（注5） ① 県税（全税目）の滞納がないことの証明 ② 特別徴収実施確認・開始誓約書</li> </ol>
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定款</li> <li>2. 役員等名簿（注2）</li> <li>3. 組合員名簿</li> <li>4. 直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの）</li> <li>5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>8. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>10. その他補助事業者（機構）が定める事項（注5） ① 県税（全税目）の滞納がないことの証明 ② 特別徴収実施確認・開始誓約書</li> </ol>

商 工 会 ・ 商 工 会 議 所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記簿謄本の写し</li> <li>2. 役員等名簿（注2）</li> <li>3. 直近2年間の決算関係書類の写し</li> <li>4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>7. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>9. その他補助事業者（機構）が定める事項（注5） <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県税（全税目）の滞納がないことの証明</li> <li>② 特別徴収実施確認・開始誓約書</li> </ol> </li> </ol>
N P O 法 人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記簿謄本の写し</li> <li>2. 役員等名簿（注2）</li> <li>3. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等</li> <li>4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3）</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>7. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>9. その他補助事業者（機構）が定める事項（注5） <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県税（全税目）の滞納がないことの証明</li> <li>② 特別徴収実施確認・開始誓約書</li> </ol> </li> </ol>

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能です。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載してください。

（注3）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要です（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記してください）。

（注4）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-P l a t P a t（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、P C T国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能です。

（注5）機構独自の添付資料として「県税（全税目）の滞納がないことの証明」及び「特別徴収実施確認・開始誓約書」が必要となります。「県税（全税目）の滞納がないことの証明」については、管轄の県税事務所にて取得ください。「特別徴収実施確認・開始誓約書」については、様式1-1又は様式1-2に様式及び記載要領がありますので、確認の上、提出してください。